

64 戸田ポートルース企業団

建設 工事	設計 ・ 測量	土木 ・ 施設 管理	書 類 名	摘 要
			1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
			2 市税完納証明書<写し可>	・申請事業所の所在地に関わらず、戸田市内、蕨市内もしくは川口市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある事業者が対象 ・当該事業所の所在する市が発行する直近1年分の納税証明 で、申請日前3ヶ月以内に交付されたもの
	-	-	3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月 です。)
	-	-	4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可 証明書<写し可>	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を 提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可 通知書(証明書)も添付してください。
	-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業 所一覧表(別紙二)の写し	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書 類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの、受理印が表紙に 押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請 書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用 人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第 22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の受理印の あるもの)の写しも提出してください。
			6 事業所の写真・案内図 (様式C-10)	・申請する事業所の所在地が戸田市内、蕨市内もしくは川口市内 の場合にそれぞれ提出してください。本店、本社の場合は提出不 要です。 ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及 び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してくだ さい。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してくだ さい。

4建設業許可申請書(様式第1号)について、電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の
注釈 1をご参照ください。

[戸田ポートルース企業団提出書類] の問合せ先

戸田ポートルース企業団 総務部 管理担当
TEL:048-441-7713 FAX:048-441-7719

戸田ポートルース企業団では、申請業務「設計・調査・測量」において、「建築関連コンサルタント業務」を申請する場合は、
申請事業所が建築事務所登録されている必要があります。